

日程第6 議案第12号 橋本市特別職給与  
条例の一部を改正する条例について から、  
日程第12 選第4号 橋本市監査委員  
の選任について までの7件

○議長（石橋英和君）日程第6 議案第12号  
橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例  
について から、日程第12 選第4号 橋本  
市監査委員の選任について までの7件を一  
括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、本日追加提  
案をさせていただきました議案について説明  
をさせていただきます。

議案第12号は、橋本市特別職給与条例の一  
部を改正する条例について、議案第13号は、  
橋本市教育委員会教育長の給料その他の給与  
条例の一部を改正する条例について、議案  
第14号は、橋本市職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例について、議案第15号は、  
橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例について、議案第16号  
は、橋本市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例について、議案第17号は、  
橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条  
例の一部を改正する条例についてございま  
す。

これらの議案は、いずれも国家公務員の給  
与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体  
においても速やかに国に準じて必要な措置を講  
ずるようにとの総務大臣の要請を受け、本市  
におきましても平成25年7月から平成26年3  
月までの9カ月間、給与減額を実施するもの

でございます。

その主な内容は、市長、副市長、教育長及  
び病院事業管理者については、給料及び12月  
期末手当を10%減額し、病院事業職員を除く  
一般職については、給料を職務の級に応じて  
3%から7%、12月期末勤勉手当を一律3.1%、  
管理職手当を一律10%減額する、などござ  
います。

選第4号は、橋本市監査委員として井上勝  
彦氏を選任したいので、議会の同意を求める  
ものでございます。

以上、議案6件、選1件、計7件について  
ご説明申し上げました。なにとぞご賛同賜り  
ますようお願い申し上げ、提案理由の説明と  
いたします。

○議長（石橋英和君）市長の説明が終わりま  
した。

これより、議案第12号から議案第17号まで  
の6件を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず、議案第14号の、  
市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について、質問いたします。

きょうの毎日新聞に報道がされてたんです  
けれども、この削減の総額1億2,400万円、一  
人当たり20万4,000円、平均5.61%の削減とい  
うのは、これで正しいというか、このとおり  
かどうかという確認を一点したいのと、先ほ  
どの提案理由の説明の中で、国家公務員の給  
与減額支給措置を踏まえて、各地方公共団体  
においても国に準じて必要な措置を講ずるよ  
うにとの総務大臣の要請を受けて、本市にお  
いても減額するという事なんですからけれども、

このやり方として国がしてきたのは、地方交付税を削減をして、それで強制するというやり方をしているんですが、地方交付税というのは、そもそも地方の固有財源であり、使い方についてはその自治体ごとに決めることができる財源であるはずで、それを削減することによって強制するというやり方について、どうお考えなのかと、また、自治体によっていろいろな対応の仕方がされていると思うんですけれども、この職員給与の削減という方法をとられるということに至った経過と申しますか、その説明と、ほかに方法はなかったのかということも含めてお尋ねいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）まず、削減幅の件でございますが、本日、新聞発表されたとおりでございまして、その点については議員ご指摘のとおりでございます。

それから、国からの要請に基づいて、今回給与についても削減をしていくということを決めたわけでございますけれども、国からの要請に基づくことについての、市としての考え方というご質問であったかと思うんですが、これにつきましては、地方交付税の削減というような強硬的な措置をもって国のほうから要請があったことにつきましては、これは非常に遺憾であるというふうに市としても考えておまして、これは橋本市だけの問題ではありませんので、各地方公共団体全体の問題ということでございますので、橋本市につきましても、全国市長会を通じまして決議を行いまして、緊急アピールということで国のほうについて抗議をしたところでございます。

こういうやり方は、先ほど議員もおっしゃられましたように、地方自主権の侵害という考え方でもございますので、今後こういうことのないようにということで、これは国のほうに、今後ともこういうことがあれば抗議を

もちろんしていくわけでございますし、国と市町村といいますか、地方公共団体の協議機関というのが以前から設置をされておりますので、その中で十分こういうことについては協議をしていただくということで、これも申し入れをしておるところでございます。

それから、決定に至った経過というようなご質問であったかというふうに思うんですが、これにつきましては、市のほうといたしましても労使交渉の中で賃金というのはもちろん決定をするわけでございますので、2回にわたって団体交渉もさせていただいたわけでございますし、職員の組合に対しては、市長のほうからも、これについては大変遺憾ではあるけれども、現時点では交付税の削減もあるので、その削減の分をほかの形で現時点では財源措置することができないというようなことを説明をさせていただきました。残念ながら、最終的にはちょっと妥結には至らなかったわけでございますけれども、やむを得ない措置ということで市としてお願いをしたわけでございます。そういう経過を踏まえて、今回、一般職、特別職等の給与について減額をさせていただくという決定をさせていただいて、上程させていただいたところでございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今の答弁の中で、賃金については、賃金というか給料については、労使交渉の中で決定するのが本来であるということをおっしゃられたわけなんですけれども、その中で、結論で言えば、同意というか、要するに決裂したままの今回の提案ということになっているんですが、この間、このことだけじゃなくて、決裂したままの提案というのがすごく続いていると思うんです。また、組合のニュースとかを読ませてもらっても、確かに2回交渉はしているんだけれども、

また、組合から市長の交渉の場への同席とい  
いますか、出てきてもらいたいという要望、  
要請があったにもかかわらず、文書での回答  
といえますか、実際に同席はされなかったと  
いうふうに聞いております。

やっぱり、給料についてで言いますと、こ  
の間ずっと独自カットもしてきているし、い  
ろいろ職員もかなり努力してきていると思  
うんです。そういう中でのさらなる9カ月間  
の削減ということで、やはり市長としても当  
局としても、市職員に対してのきちとした説  
明なり、やっぱり誠意を見せるべきだと思  
うんですけれども、そういう点では、今回の、  
この今の経過についても、かなり誠意が足  
りないのではないかと思うんですが、その点  
についていかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）その交渉のやり方  
につきましては、市長のほうから私が委任を  
受けて交渉に当たらせていただいたわけでご  
ざいますので、2回の交渉が多いか少ないか  
ということ、それから市長が交渉に出るか出  
ないかということにつきましては、これはや  
り方の問題もござりますので、一概に誠意が  
ないという言い方をされますのは、ちょっと  
心外なところもあるわけでございますが、ま  
ず、ちょっと改めて交渉の経過を、もう一度  
詳しくご説明をさせていただきますと、当初、  
組合に対する申し入れにつきましては、国の  
減額幅どおりということをお願いをさせてい  
ただきました。ただし、これについては強い  
抗議を受けまして、それから、現在の生活の  
状況等、強い意見を受けたところでございま  
す。

その中で、再度、市としても再検討をさせ  
ていただきまして、本来ですと国どおりとい  
う形で、国のほうからもある程度要請があ  
ったわけでございますが、市の実態に合わせた

形で減額幅を縮小をさせていただいておりま  
す。それで、最終的には本市のラスパイレス  
指数が100に近づく形、それから、地方交付税  
の減額、これは現実的に、先ほど抗議をした  
ということでは申し上げましたけども、減額  
されることは間違いがございませんので、そ  
の補填は、ほかの市民サービスを削減する  
というような形では穴埋めできないこと  
でございますので、これの減額幅に合わせた最小限  
の賃金削減という形の計算をさせていただきます  
まして、減額幅を再度提示させていただいた  
ところでございます。

これにつきましては、市長も先ほども全国  
市長会のほうでも抗議をしたということで申  
し上げてますとおり、国の決定については大  
変遺憾であるし、この賃金削減をすることに  
ついては、こういう形での削減というのは非  
常に市長としても断腸の思いであるという  
ことで、ご説明をさせていただいたわけでござ  
います。文書回答という形でさせていただ  
いたわけでございまして、その後も、何度か市  
長同席のもとでの交渉要求はあったわけでご  
ざいますが、残念ながら市のほうといたしま  
しても、これ以上なかなか交渉を進展させる  
ことができないという状況の中で、今回の交  
渉経過ということになってしまったわけでご  
ざいまして、本来ですと妥結ということで、  
労働組合のほうにおいても我々の立場を認識  
していただいた上で、ご了解をいただきたい  
ということで何度も申し上げたわけでござ  
います。合意に至らなかった点につきましては、  
我々も今後はこのようなことのないよう、  
できるだけ努力をしてまいりたいというふう  
に考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）質問の第1点、同じ議  
案第14号なんですが、今、安倍内閣、このデ

フレ脱却ということで、不況から脱却するというところでいろんな矢を放っていて、あまり成果が上がっていないと私は見ているんですが、やはり決定的なのは、市民の懐を温めるというか、そのことを抜きに好景気はつくれないというふうに考えます。

橋本市は例えて言えば、いわゆる自治体職員ですね、橋本市で言えば大企業だと認識しています。一千百人余の正職員・臨時職員・嘱託職員等々で働いているわけで、この方たちの給与を総額で1億二千数百万円削減をすると。果たして、これで景気を良くすることができるのか。国がかなり強硬にやってきているわけですが、その点についてどうお考えなのか、1点目。

それから、2点目としては、議場で聞いていますと、どこの自治体も職員の給与を削減しているというふうに聞こえるんですけども、いろいろ調べてみますと、先ほど話のあったラスパイレス云々に関係なしに、国のやり方がいかんということから、職員給与の引き下げを行わないと、こういう自治体もいくつか、いくつかというか一定の自治体で見られます。どこにその差があるのか。どうして橋本市は、国の示された数値よりも削減幅は低くしたんだというけれども、県下9市を見ても、割と削減幅が大きいですね。基本的にその2点についてお尋ねします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）まず、景気対策の点でございますが、これにつきましては、国のほうにおきましては、全国的な形での防災・減災事業に対する効果、あるいは地域の活性化ということで申し入れが来ております。

我が橋本市における効果ということになってくるわけでございますけれども、確かに、防災・減災事業ということで補助金なり、それから起債が認められるということで、そうい

う形の若干の支援は受けておりますので、ある程度、そういう意味では公共事業を通じて市内の事業者に対する活性化にはなっておるのではないかというふうに考えております。ただ、どれだけの効果があったかという点につきましては、計測不可能でございますので、ちょっと申し上げるわけにはまいりません。

それから、賃下げの部分については、当然、消費がその分どれだけに回るかということも、ちょっと経済学的に計測したわけではございませんのでわかりませんが、通常考えられますのは、やっぱりこれについてはマイナスであろうというふうに考えられます。プラス・マイナスで、そしたらどういふふうなという形になってくるのかなというわけでございすけれども、橋本市だけをとった効果ということは、ちょっと現時点では、はっきりとした形では申し上げることはできません。

ただ、今回の要請につきましては、国全体としてということでございますので、それはあくまでも、先ほども申し上げましたように、遺憾なことではございすけれども、今の現下の国の情勢ということを考えますと、効果があってほしいというふうには思っておるわけでございます。

それから、他の自治体と橋本市がという状況でございますが、議員おただしのように、現実に、削減を行っていない自治体が100以上あるわけでございます。近隣におきましては、伊都郡町村につきましては、今回は減額を実施いたしません。そのあたりにつきましては、先ほど議員おただしのラスパイレス指数の件もございまして、国におきましては、できるだけ国水準より高いところについては必ずという指示もございすので、国の給与水準以下のところについては、若干それについては考慮の余地があるのではないかというふうに考えておりますし、交付税が現実に削減され

るかされないかという点もございます。交付税につきましても、基準財政需要額と基準財政収入額の差が交付されるわけでございまして、収入額の多い不交付団体、財政的にかなりいい団体につきましては、そういうことで交付税の削減の影響は全く受けないということもございますので、そこらは考慮されておるのではないかと思います。

それから、先ほど議員おただしの、政治的立場として、抗議の意味で国の申し入れについては拒否するという団体もあるのではないかというふうに思いますが、やはり橋本市としては、現実にはこれだけの削減を受けるわけでございますので、それをほかの形で財源調達ということはできませんし、市民サービスに影響を及ぼすわけにはまいりませんので、今回、苦渋の決断をさせていただいております。

それから、和歌山県下の状況につきましては、ほぼラスパイレス指数等を基準に削減幅を決めておりますので、それぞれ給与水準が若干違ったりしますので、削減幅も一律同じ水準というふうにはなっておりません。それから、あとはいろんな状況の中で、それぞれ自治体が独自で削減幅を決めておるような状況であるというふうに考えております。

○議長（石橋英和君） 3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もう2回目になるので、ちょっと市長か副市長に答弁してほしいんです。景気で言えば、やはりマイナスになると。職員の給与削減によって。一部、公共事業がプラスあると言われたけど、これがわからん話なんですけど、こういう、しかも職員のやる気といいますか、やっぱりそぐことになるというふうに考えますし、何よりも国が強引に、とにかく地方自治体の権利、いわゆる一般財源である交付税を渡さないという、これはとんでもないことだと思っております。やっぱり、

それはやり方違いますよと抗議するだけでは、全国市長会ですか、意見書等、要望書ですか、上げているようなんですけれども、やはり断固としてそういう指導に従わない、つまり、給与を引き下げないということを判断してもいいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋英和君） 市長。

○市長（木下善之君）ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。

私どもとしては、県下の9市でも十分議論もし、そして近畿の市長会でも同じことでやっておるわけでございますが、全国の市長会で、やはりこれらの問題については、地方と国との協議の場を持って、そして、今後徹底して、こういう問題だけやなしに、やはり、そういう議論をするべきことが起こってくる。それについては、今後、積極的に協議の場を設けていこうやないかということでございまして、私としても石田議員が法務委員長をしておるわけでありまして、電話でも何回かやり取り、この問題をしておるわけでございすけれども、やはり我々としては国の方針、人事院でとか、総務大臣でとか、国のそういうところからおりてくるということについては、異論は出せてでも、最終は従わざるを得ない立場にあると私は判断しておるわけでございます。しかし、それで十分満足しておりませんので、今後とも、やはりそういう国と地方との協議の場を設けてやっていくように努力をしまいたいと思うわけでございます。

とにかく、私も、アベノミクスというのは皆さんご承知の、よくわかるんですけれども、こういうデフレを助長するような、そういうことは果たしてこれはあまり感心しないと、それは私も思うわけでございます。しかし、現時点としては、やはり9カ月の間は、職員の皆さんには大変申しわけないと思うんですけれども、これはご了解をいただいて、そして、

やはり日本の国の再生と東北のほうの災害復旧ということを表に出しておるもんですから、甘んじて受けていかざるを得ないと、私はそう思っております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）1点お聞きしたいんですけども、説明要旨にもあったんですけども、給料を職務の級に応じて3から7%ということなんですけども、これで一点、僕ちょっと気になるんですけども、これはもちろん等級が高いほどお給料が高いということと、あと責任が重いというふうには考えられるんですけども、これ、等級によったらパーセンテージ、割合引かれることによって、等級の高い人のほうが、簡単に言えばお給料が下がってしまうという現象が起こる等級があると思うんです。その部分については、どのように考えられているのかということと、先ほど僕がお聞きした、この割合というのは給料が高いということと、責任が重いのかということとで引かれているということが正しいかどうか、この2点、お聞きします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）国のもともとの、国家公務員の減額につきましての考え方が、高い等級について削減幅が大きく、下の等級については少ないという形でのモデルが示されております。その考え方につきましては、議員ご指摘のとおりのところもございまして、給料が当然高い水準でございまして、それはそれで、生活基本給としてはやっぱり低い層については減額幅を少なくするべきであるという考え方に基づいておると考えております。

それで、等級による逆転現象でございしますが、これは一律に減額をいたしませんので、確かに等級によっては起こり得ることとござ

います。それで、我々も大変この点については苦慮をいたしまして、削減のパーセントをはじく際に、できるだけそういうことの起こらない形の率の設定をさせていただきました。ただし、完全に100%は、なかなか防ぎ切れなかったような状況でございまして、できるだけ努力の中で、こういう形の削減率の設定をさせていただいたところとございまして。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）説明というか、考え方はよく理解できるんですけども、最初に部長がおっしゃられた理念のもとで言うと、本当はそういう逆転現象は起こってはならないですよ。この3%から7%の削減というのをそういう理念のもとで行うのであれば、起こってはならないというのは基本やと思うんです。だから、たとえ少なからずでもそういう職員がおられるというのは、僕はちょっと、自分の個人的な意見で申しわけないですけど、ちょっと気の毒なんかなというふう非常にそれは思います。だから、これは要望にとどめておきますけども、そういった方々、たとえ数少ないにしてもおるとことに対しては、何らかの措置をとれるように、もう少し、もちろん一律で100%は、僕も会社経営してますので、こういった状況はよくあるんで、逆転現象が起こるといのは理解はしておるんですけども、ただ、自分は小さな会社なので、役員で集まってそれをどうにか補っていこうという形で自分らは話を進めていくんですけども、やはり組織が大きくなるとそういうのは難しいとは思いますが、極力何らかの救済措置がとられるようにとは要望しておきます。これは要望で結構です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）以前、たしか麻生政権のときだったと思いますけれども、定額給付

金などという、あまり感心しない政策が実施されたことがあると思うんです。そのときに、たしか計算してみましたら、夫婦と両親と子ども2人というような家庭で、8万5,000円ぐらいが支給されたと思うんです。そのときに、人事院勧告とかで、市の職員の給料を下げよということで上がってきたと思います。ボーナスも含めて。そしたら、そのときの平均年収ぐらいの方だったかな、ちょうど8万5,000円ぐらい減らすことになったんですよ。

前は、そのことで政府は何をしとるかわからんということで、私は反対させてもらいました。今回、反対はしませんけれども、アベノミクスの第3の矢として、経済成長戦略ですか、150万円の所得だか給料だかわからんですけども、10年間に上げると言っておいた尻から、第3の矢を放った尻から公務員の給料を下げると。地方職員の給料を下げると。この矛盾について、市の、市長の考えはもう伺いましたので、いっぺん副市長の考え、どういうのかな、同じ考えでもよろしいと思うんですけども、放った途端にあさって向いていくような矢を、これをどうするのかというようなことも含めんでもええですけども、答弁お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今回のいわゆる減額と、アベノミクスの関係の放った矢との関連性があるかどうかというのは、私自身はその関連については、ちょっとそういう、あるかどうかはわかりませんので、何ともそれに対してお答えはできません。

○議長（石橋英和君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）いや、これは絶対に経済をマイナスに持っていきますよ。だから、矛盾は感じるかどうか、そこだけちょっと聞きたいと思います。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）現時点で矛盾というのは感じておりません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。  
6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）今回のやり方というのは、大変私はおかしいと思ってます。本来、地方公務員の賃金というのは人事院勧告があって、それを受けて地方独自の、そのまちの財政状況を踏まえながら賃金を決定していくというのが本来の形かなと。この政府の、総務大臣の要請を受けた中で賃金カットしていくというのは、全くやり方としてはおかしなやり方ではないかなと思います。

そんな中で、交付税削減と言われておるんですけども、実際の交付税がどれぐらい削減されたのかというと、職員の賃金カットで1億2,000万円ということなんですが、地方交付税はどれぐらい削減されたかなという点と、今後、やはり市として地方公務員、職員の賃金については、こういうきちとした中で、下げるべきときは下げる、上げるときは上げるという形をとっていかなくてはだめだと思うんですけども、その辺についてのご答弁をお願いしたいのと、もう一点は、労使交渉をされておると思うんですが、5月の連休明けに組合のほうに聞きましたら、要望書が上がってきたということなんですが、それ以降、先ほどのご答弁でしたら2回の団体交渉ということで間違いないんですね。この6月の、今の段階で上程されるということであつたら、2カ月、1カ月半ぐらいですか、最低でも1カ月以上あつたわけでしょう。そんな中で、もっとやはり労使交渉をきちとした中で上程をしていくと。こういう見切り発車をしないような状況をつくっていただきたい。

職員のやる気といいますか、いろんな問題の中で考えていきましても、もう少し団体交

渉のやり方があったのではないかなど。2回の交渉で済まして見切り発車をするというのは、大変ちょっと、私としてはやり方がまずいのではないかなど。労使交渉で妥結に至らなかった経緯といますか、その辺が、何か問題があるのであればお教え願いたいなと思うんです。

以上、すいませんがよろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）普通交付税の削減額ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

普通交付税につきましては、給与削減分ということで、約1億5,700万円の減額ということになるかと思ひます。ただし、橋本市のように職員数を減らしている自治体に対しては、新たに地域の元気づくり推進費というのが交付税の中で創設されまして、その分で3,500万円程度が増額ということになります。差し引きいたしまして、交付税の削減ということになりますと、約1億2,200万円の削減になるかと思ひます。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）給与決定についてのご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

給与決定のプロセスにつきましては、当然、議員ご指摘のとおり、労使交渉に基づいてということになるわけでございますけれども、公務員につきましては、まず人事院勧告という形で、全国の民間の事業者の調査に基づきまして、公務員の給与が民間給与との均衡のもとに決定をされるわけでございますので、それを指標といたしまして、現時点でも、橋本市につきましては過去には決定をしまいたったわけでございます。

ただ、一部、行財政改革ということで、かなり財政的に苦しい時期もございましたので、

その時点におきましては、一律カットというようなことも、職員の協力をいただきながら財政運営をしてきた経過もございます。その時点におきましても、かなり厳しい団体交渉を積み重ねて、これももちろん妥結にという形には至らなかったわけでございますけれども、双方かなり交渉を煮詰めて、合意には至っておりませんが、そこはある程度のご理解をいただいた中でやってきたという経過がございます。

それで、今回の決定について、若干その2回の団体交渉のみでというご指摘でございますが、我々といたしましても、先ほどからもいろいろご質問がございますように、今回の給料の引き下げにつきましては、国からの要請、それから全国的な形で、それも人事院勧告のような形での民間給与水準との均衡あるいはというような、そういう指標が出た形での決定ではございませんでしたので、非常にどういう形で進めていくかということ、内部でも検討を進めておりました。どうするかということで、なかなか方針が決まらなかったのも事実でございます。

その中で、一番はじめには国家公務員水準という形で出さざるを得ないなということで、一旦お願いをしたわけでございます。その後、他の市町村の状況も見ながら、最終決定という形に至ったわけでございます。これは他の自治体についても大変悩んだ結果でございますので、なかなか水準自体が決まらなかったということもございまして、本市におきましても、先ほど交付税の減額の計算ということで総務部長から申し上げたわけでございますが、その額につきましても、これは確定ではございませんで、積算方法につきましても、なかなか把握ができなかったということもございまして、

そういう中で、なかなか時間をとってとい



う形がとれなかったというのも事実でございますが、ちょっと交渉回数が少なかった点、それから、市長が出席できなかった点ということは、労働組合のほうからもかなり厳しく指摘を受けておりますので、今後はそういうことのないように、妥結に至るか至らないかというのは、これは議論の上でのことです。完全妥結でないということとはなかなか申し上げられないわけでございますけれども、今後は、先ほども申し上げました形で、努力はしていくという形の姿勢で臨みたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）先ほどの企画部長の組合との形の中で、これは妥結なしでも今までやったことは多数あると思うんですけども、回数の問題も多々あると思いますが、いろんな意味合いで、今後もやっぱり話し合いしていただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと気になるのが、ラスパイレ指数ということで先ほど言われておるんですけども、このラスパイレ指数のものの考え方、私、いつも思うんですけども、国家公務員で、仮に橋本市の部長、課長が四十二、三万円、国家公務員でもっともらっておるん違うかと。そこでラスパイレ指数どのぐらい違うんかよ、ほな実質のラスパイレ指数の出し方自身が、やっぱりそういった、国と市との基本になっているベースがかなり違うんじゃないかと。もしそういうことであれば、市もラスパイレ指数が100を超えとかというけども、国が実質どのぐらいの給与体系で、ラスパイレ指数の指数が出ておる職員と橋本市の職員と比較すれば、もしかしたらラスパイレ指数の入っていない国の職員を足せば、十分ラスパイレ指数は国よりも私は低いんじゃないかと。

特に、税務関係であれば、国は非常にかなりの給料をもらっておると聞いておりますので、そのラスパイレ指数のものの考え方をもっと改めていくようなことで、国のほうにも働きかけるとか、ちょっと私のラスパイレ指数の考え方がちょっとおかしかったら、そこら教えていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）確かに、ラスパイレ指数といいますのは、その等級別の構成人員に多少その算定方法で影響される場所がございます。本市におきましては、給与等級につきましては1級から7級までしか使っておりませんし、もちろん国においてはまだその上がございますので、そういう人員の構成なんかはかなり違うわけでございます。それから、先ほどご指摘のあったような格好で、税務職等につきましては、本市においては一般行政職でございますけれども、国においては専門の税務職というような税務専門員ですか、そういう形のこともございまして、かなり組織構成が異なりますので、それを比較しておるところに若干無理があるところもあるかと思っております。

それから、かなり職員規模の大きいところに行きますと、これは統計的処理でございますので、比較的比較が間違いがなくなるんかなというふうには思いますけれども、小さいところへ行くほど人員構成、職員の組織構成にも偏りがございますので、その影響を受けるということもありますので、この指数自体が完全なものでないというのはご指摘のとおりかと思っております。

ただし、ほかにも若干、最近是比较の指数が研究されておるようでございますけれども、以前から、ラスパイレ指数の考え方の、ちょっとこれはというようなことも、県を通じて申し上げたこともございますけれども、現状

では、これにかわるものというのがなかなかないわけでごさいます、どうしても国においてはこれを指標に調査をされます。現状では調査、比較をされておるといのが現状でございます。今後とも、何かそういう新しい形の動きも若干ありますので、意見は申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号から議案第17号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市教育委員会教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第14号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今年の7月1日から来年3月31日まで職員の給与等を減額するというものです。国家公務員が震災復興財源に充てるため2年間削減するので、地方公務員も削減するよう、地方交付税を削減することによって誘導するものです。

地方交付税は、総務省のホームページにも書いてありますが、本来、地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかかって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば国が地方にかかって徴収する地方税、固有財源という性格を持っています。地方交付税は自治体の一般財源を保障するもので、国が地方交付税を削減して給与を削減するよう強制すること自体、問題です。

橋本市では、財政難だと言って給料の独自カットを行ってきました。さらに、退職手当

削減、現給保障制度廃止など、たび重なる賃下げが行われています。これ以上の削減は、1億円を超える消費がなくなるということですから、地域経済にも大きな影響を与えると考えます。また、職員のやる気を失わせ、ひいては住民サービスにも影響が出ると考えます。

そもそも、現在の不況は労働者の賃金が減り続けていることによる消費不況であり、何よりも労働者の賃金を引き上げないと景気は良くなりません。景気を良くするのに逆行する、橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、本議案に対して賛成の立場から討論いたします。

現代の国際秩序は国家単位で成り立っている。私は、国の経営は国民が力を合わせてやっていくべきものと考えています。大変なときはお互い助け合って生きていくのが当たり前と考えます。一部の国民が、自分たちに何の落ち度もなく大きな被害を受け、塗炭の苦しみを味わっているときに、被害を受けなかった国民が応分の負担をして助け合うことが必要であります。

今回の減額は、東北大震災の復興支援を厚くするために行われるものであり、既に国家公務員は実施しております。地方公務員も税金で給料をいただいている者として、応分の負担をして復興支援することが妥当と考えます。国全体の景気としても、共産党のいつも言われるように、民間はまだまだ冷え切っているということも配慮すべきであります。

給料の適正の一応の目安となるラスパイレ指数は、現在106.5です。つまり、国家公務員給与の平均を100とした場合、本市職員の平

均は106.5という水準にあることにも、今回の判断に際して配慮すべきであると考えます。

確かに、国が地方の財政運営に対して影響を与えるような言動は、地方自治の本旨から好ましくありません。しかし、市長は、交付税が削減され、市の現行の施策を断念あるいは先送りせざるを得なくなることは目に見えていることから、市民へのサービスを確保するためにはやむを得ないという、政治家としての強い責任感から、苦渋の選択を決断されたものと判断いたします。私は、木下市長の判断、決断を合理的なものと考え、支持します。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、選第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第4号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。